

議案第 33 号

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 12 月条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「、第 13 条」を「から第 14 条まで」に改め、同項の表第 13 条の項の次に次のように加える。

第 14 条第 1 項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第 15 条第 1 項の表第 21 条第 1 項の項中「（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同条第 2 項中「同条中」を「同条第 1 項中」に改め、「社会福祉施設等」と、「」の次に「同条第 2 項中」を、「便所」の次に「と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」」を加える。

附則第 12 項中「前 2 項」を「前 4 項」に、「又は市長」を「、市長」に、「者をもって」を「者又は看護師等をもって」に、「並びに市長」を「、市長」に、

「者の総数」を「者並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第14項とし、附則第11項の次に次の2項を加える。

- 12 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第6条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 13 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行に伴い、所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。